

◎ 認可外保育施設に対する指導監督要項

指導監督要項	厚生労働省の規定により東京都が制定、要項および別紙1 (指導監督基準)と別紙2(評価基準)から構成される 東京都福祉保健局HP: www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/
指導監督基準	大きく分けて次の10項目にわたって、基準が定められている 1.保育従事者 2.構造設備・面積 3.非常災害措置 4.2階以上に設ける条件 5.保育内容 6.給食 7.健康管理・安全確保 8.備える帳簿 9.利用者への情報提供 10.設置者の経営姿勢
評価基準	指導監督基準に沿って、大項目で54項目、小項目で128項目の評価基準があり、東京都の立入調査事項となっています 当園は、128項目の評価基準を、常に洩れなく点検し、不備があれば改善に努め、規則やスタッフマニュアルに反映して、日々の業務活動の中で職員に徹底し、完全遵守してゆきます

◎東京都の指導監督基準・評価基準(立入調査事項)

指導監督基準(調査事項)	評価基準 (大項目で54項目:下記表/小項目で128項目)
1 保育に従事する者の数及び資格	1 契約入所児童数に対して必要保育従事者数を満たしている。
	2 時間預りの児童を加えても必要保育従事者数を満たしている。
	3 常時複数の保育従事者が配置されている。
	4 保育従事者の3分の1以上が有資格者である。
	5 時間預りの児童を加えても必要有資格者数を満たしている。
2 保育室等の構造設備及び面積	1 調理室・便所がある。
	2 保育室面積が児童1人あたり1.65㎡以上確保されている。
	3 時間預りの児童を加えても保育室面積が確保されている。
	4 乳児と幼児の保育場所が区画されている。
	5 採光・換気が確保されている。
	6 同一の乳児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていない。
	7 便所専用の手洗い設備が設けられている。
	8 便所が、保育室及び調理室と区画されている。
	9 契約入所児童数に対して便所数が足りている。
	10 時間預りの児童を加えても必要便所数が足りている。
3 非常災害に対する措置	1 機能が有効な消火用具が備えられている。
	2 入所児童の避難に有効な位置に非常口が2か所以上ある。
	3 非常口が避難に有効な位置に設置されている。
	4 消防法に基づく基準を満たした消防用設備がある。
	5 消火用具設備の機能が有効である。
	6 消防計画を作成している。
	7 避難訓練の実施回数が足りている。
5 保育内容	1 デイリープログラム等が作成されている。
	2 危険防止の配慮がなされている。
	3 適切な屋外遊戯、外気浴が確保されている。
	4 児童にきめ細かく、相互対応的にかかわっている。
	5 必要な遊具が備えられ、大型遊具の安全性が確保されている。
	6 児童の人格的配慮が十分になされている。
	7 不適切な養育が疑われる場合に専門機関等への通告等が行われている。
	8 3歳未満児の保育について保護者への連絡を行っている。
	9 3歳以上児の保育について保護者への連絡を行っている。
	10 緊急連絡表が整備されている。
6 給食	1 調理室・食器・食品保存方法等が衛生的である。
	2 献立が作成されている。
	3 ゲップをさせるなど授乳後の適切な処理がされている。
7 健康管理・安全確保	1 登園・降園時の児童の観察が行われている。
	2 基本的な発育チェックを毎月行っている。
	3 入所時の健康診断が行われている。
	4 入所後の定期的な健康診断が行われている。
	5 採用時及び年1回職員の健康診断が実施されている。
	6 調理に携わる職員の検便が実施されている。
	7 感染症への対応が適切である。
	8 必要な医薬品、医療品が備えられている。
	9 SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防への配慮が行われている。
8 備える帳簿	1 職員の氏名・連絡先・資格証明等確認できる書類を備えている。
	2 職員の労働条件が確認できる書類を備えている。
	3 勤務割及び勤務実績が確認できる書類を備えている。
	4 賃金の支払状況が確認できる書類を備えている。
	5 入所児童に関する書類を備えている。
	6 面積が確認できる施設の平面図を備えている。
9 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容が明示されている。
	2 利用しようとする者に対する契約内容の説明が行われている。
	3 サービス利用者への契約内容を書面により交付している。
10 設置者の経営姿勢	1 保育を行う者として適切な経営姿勢である。

※ 指導監督基準(調査事項)4.「保育室を2階以上に設ける場合の条件」は該当しない為、省略。